

学校の教育目標

深く考え

みがきあい

たくましく

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
- (2) 生命や人権を大切にする指導
- (3) 全ての教育活動を通じた指導
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) アンケート調査等を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
- (2) 教育相談の充実
- (3) 教職員の研修の充実
- (4) 保護者との連携
- (5) 関係諸機関との連携

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

【基本認識】 教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようとして見ないと見つけにくい」

【学校としての構え】

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応等いじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を徹底する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見守る。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

いじめへの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

職員研修、方針説明、アンケート、教育相談、いじめ未然防止・対策委員会、報告等を年間計画に基づいて行う。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織的対応】 … 「いじめ未然防止・対策委員会」で方針確認、事実確認や情報収集、保護者との連携等組織的な動きを作る。

【対応の重点】 … 「速やかな情報共有」「生徒の気持ちに寄り添う」「家庭との連携」「二次被害や再発防止」

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応

【主な対応】 … 「事実関係を明確にする調査」「情報の提供」「所轄警察署へ通報」

(作成：平成26年3月 HP掲載版)